

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月11日
【会社名】	ソフトバンク株式会社
【英訳名】	SOFTBANK CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 孫 正義
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	人事部長 青野 史寛
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-6889-2000
【事務連絡者氏名】	人事部長 青野 史寛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 384,000,000円 新株予約権証券の発行価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 57,384,000,000円 (注) 募集金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月11日に当社の臨時報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、平成25年5月7日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、当該臨時報告書の訂正報告書を参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は_線で示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

（訂正前）

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第32期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書または半期報告書】

- (1) 事業年度 第33期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第33期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第33期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月6日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年4月17日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成24年6月25日に、関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき平成24年9月26日に、関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき平成24年10月2日に、関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき平成24年10月16日に、関東財務局長に提出
- (5) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき平成24年12月19日に、関東財務局長に提出
- (6) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき平成24年12月20日に、関東財務局長に提出
- (7) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき平成25年3月19日に、関東財務局長に提出
- (8) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき平成25年4月1日に、関東財務局長に提出
- (9) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき平成25年4月2日に、関東財務局長に提出

4【臨時報告書の訂正報告書】

- (1) 臨時報告書の訂正報告書（平成24年10月2日提出の臨時報告書）を平成24年10月5日に、関東財務局長に提出
- (2) 臨時報告書の訂正報告書（平成24年10月2日提出の臨時報告書）を平成24年11月5日に、関東財務局長に提出

（訂正後）

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第32期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書または半期報告書】

- (1) 事業年度 第33期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月10日関東財務局長に提出
- (2) 事業年度 第33期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月12日関東財務局長に提出
- (3) 事業年度 第33期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月6日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年4月17日）までに、以下の臨時報告書を提出

- (1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成24年6月25日に、関東財務局長に提出
- (2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき平成24年9月26日に、関東財務局長に提出
- (3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき平成24年10月2日に、関東財務局長に提出
- (4) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき平

成24年10月16日に、関東財務局長に提出

- (5) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき平成24年12月19日に、関東財務局長に提出
- (6) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき平成24年12月20日に、関東財務局長に提出
- (7) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき平成25年3月19日に、関東財務局長に提出
- (8) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき平成25年4月1日に、関東財務局長に提出
- (9) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき平成25年4月2日に、関東財務局長に提出

4【臨時報告書の訂正報告書】

- (1) 臨時報告書の訂正報告書（平成24年10月2日提出の臨時報告書）を平成24年10月5日に、関東財務局長に提出
- (2) 臨時報告書の訂正報告書（平成24年10月2日提出の臨時報告書）を平成24年11月5日に、関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書の訂正報告書（平成24年10月16日提出の臨時報告書）を平成25年6月11日に、関東財務局長に提出